

令和2年第1回定例会

# 駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和2年2月6日

駿東伊豆消防組合議会

## 令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会期日程	目	2
付議事件等一覧	目	3

### [2月6日(木)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 認第1号から議第5号までの 6件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	20
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	25
8 管理者挨拶	26
9 閉会の宣告	27

令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月6日	木	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 認第1号、議第1号～議第5号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 認第 1号 監査委員の選任について（識見を有する者）
- 2 議第 1号 静岡県市町総合事務組合理約の一部変更について
- 3 議第 2号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 4 議第 3号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
- 5 議第 4号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について
- 6 議第 5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 7 消防行政に対する一般質問
- 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和2年2月6日（木）午後2時 開会

於 議 場

---

○出席議員（17名）

1番	重岡秀子	2番	森下茂
3番	杉村清	4番	秋山治美
5番	西塚孝男	6番	星谷和馬
7番	片岡章一	8番	加藤明子
9番	大川勝弘	10番	宮崎雅薫
12番	馬籠正明	13番	岩崎高雄
14番	山田直志	15番	小長谷順二
16番	梶泰久	17番	渡邊博夫
18番	渡部一二実		

---

○欠席議員

11番 二藤武司

---

○欠 員 （なし）

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	山本竜也
消防部長	大村創一郎	警防部長	小森泉
予防課長	植田豊一	警防救急 課長	今井將一朗

通信指令 課長	岡本 一	第一方面 本部長兼 沼津北 消防署長	植田 敏嗣
第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	渡辺 肇	第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	山田 聖二
清水町 消防署長	藤原 誠	東伊豆 消防署長	飯田 万也
田方北 消防署長	三枝 正治	田方南 消防署長	堀江 育夫
会計室長	玉川 稔		

---

○議会事務担当職員

書記長	秋山 栄章	書記	鈴木 秀康
書記	廣瀬 光晴	書記	岩崎 孝充
書記	臼井 央哲		

---

○議事日程

令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和2年2月6日（木曜日） 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 諸般の報告
  - 第3 会期の決定
  - 第4 認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）
  - 第5 議第1号 静岡県市町総合事務組合理約の一部変更について
  - 第6 議第2号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
  - 第7 議第3号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について
  - 第8 議第4号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について
  - 第9 議第5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算について
  - 第10 消防行政に対する一般質問
  - 第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査
- 

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（加藤明子）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤明子）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

2番 森下茂議員、15番 小長谷順二議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（加藤明子）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和元年11月及び12月の定例検査結果報告並びに地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和元年中の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、二藤武司議員から、公務のため、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

次に、安立和弘総務課長から、親族に不幸があったため、本日の本会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

---

◎会期の決定

○議長（加藤明子）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

令和2年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、加藤明子議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が6件でございます。内容といたしましては、認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）、議第1号

静岡県市町総合事務組合理約の一部変更について、議第2号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、議第3号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について、議第4号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について、議第5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

なお、議案質疑の通告は、通告者が2人となっております。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は2人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（加藤明子）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

---

◎認第1号から議第9号までの6件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤明子）

次に、日程第4 認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）から、日程第9 議第5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上、6件を一括議題といたします。

この6件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

認第1号の案件につきましては、監査委員の選任について（識見を有する者）について、御同意を求めるものであります。

次に、議第1号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合理約の一部変更について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の案件につきましては、令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第5号の案件につきましては、令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御同意、御議決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○消防部長（大村創一郎）

それでは、私から認第1号から議第5号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、認第1号 監査委員の選任について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

本組合監査委員の任期は、駿東伊豆消防組合規約第13条第2項により、識見を有する者から選任される監査委員は4年、組合議員から選出される監査委員は、組合議員の任期となっています。識見を有する監査委員の相原健夫監査委員は、本組合発足後、平成28年5月24日に開催された最初の臨時議会で議会の同意を得て本組合の監査委員となりました。任期は令和2年5月23日までであります。切れ目の良い令和2年3月31日をもって職を辞したいと、この度、退職願が提出されたものであります。本組合としては、新たな監査委員について、各方面に人選を当たっていたところ、構成市町の監査委員から、月ヶ洞廣己氏を紹介していただきました。

月ヶ洞氏の略歴は、議案書2ページを御覧ください。

沼津市大平に在住の方で、年齢は70歳であります。昭和47年3月に東洋大学法学部法律学科を卒業後、同年4月に株式会社スルガ銀行に入行し、その後、43年間、65歳の定年退職を迎えるまで、同行に在籍されました。

在籍中、三島北支店長をはじめ、5支店の支店長を務められるなど、その知識及び手腕は卓越しており、その後の平成18年4月からは、内部監査部検査役を務められ、監査委員に必要な知識・経験を十分にお持ちな方です。

以上のことから、人格高潔にして、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理において、非常に経験豊富な月ヶ洞氏は、監査委員には適任であると考えますので、同氏を令和2年4月1日から本組合監査委員に選任いたしたく、地方自治

法第 196条第 1 項の規定に基づき、議会の御同意を求めるものであります。

以上で、認第 1 号 監査委員の選任について御説明を終わります。

続きまして、議第 1 号 静岡州市町総合事務組合格約の一部変更について御説明いたします。

議案書の 3 ページをお開きください。

本案は、静岡州市町総合事務組合からの通知により、同組合格約の一部変更を行うため、構成団体において、直近の議会への議案提出を求められたものであります。

一部変更の内容につきましては、議案書の 5 ページをお開きください。

静岡州市町総合事務組合の構成団体である浅羽地域湛水防除施設組合が、令和 2 年 3 月 31 日付けで解散することに伴い、当該組合から脱退するものとして、規約別表第 1 及び別表第 2 から「、浅羽地域湛水防除施設組合」を削るものであり、附則といたしまして、施行日を令和 2 年 4 月 1 日とするものであります。

以上で、議第 1 号 静岡州市町総合事務組合格約の一部変更について御説明を終わります。

続きまして、議第 2 号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の 7 ページ及び議案資料 1 ページからの、新旧対照表を併せてお開きください。

本改正は、平成 23 年に発生した東日本大震災で、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプを用いた給油及び注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など、平常とは異なる対応が必要になり、消防法第 10 条第 1 項ただし書に基づく、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われたことから、平成 25 年 10 月 3 日に消防庁国民保護防災部防災課長及び消防庁危険物保安室長から震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについてが通知され、手数料の減免措置等が示されたところであります。

また、昨年 10 月に発生した台風 19 号においても、危険物施設が被害を受けたことから、令和元年 10 月 23 日に消防庁予防課長及び危険物保安室長から、令和元年台風 19 号に対応した消防関係手数料の減免措置についてが通知され、消防法第 11 条の規定により危険物施設の設置・変更許可を求める場合にも、その手数料の徴収については、これを行わないことができることが示されました。

本組合においても、今後、巨大地震の発生や台風等の自然災害により同様の事態

が想定されることから、危険物に係る手数料の免除措置について、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、資料1ページの第4条を第5条とし、第3条の次に、新たに第4条として「管理者は、災害により特に必要があると認めたときは、手数料を免除することができる。」を加えるものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を公布の日とするものであります。

以上で、議第2号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について御説明を終わります。

続きまして、議第3号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

本補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ655万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,829万3,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、議案書10ページ・11ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、14ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

それでは、議案書の16ページ・17ページをお開きください。

歳入につきまして、御説明いたします。

1款1項1目市町負担金、2節個別経費負担金、7の清水町に455万円6,000円を追加し、市町負担金の総額を58億2,632万6,000円といたします。

また、7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、4の東伊豆消防基金繰入金に199万9,000円を追加し、基金繰入金の総額を5,275万1,000円といたします。

これは、旧清水町及び旧東伊豆町職員の人件費において、本年度の天皇即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が施行されたことに伴い、休日数が当初見込みより4日間増加したことにより、休日勤務手当の支給が増加したこと及び人事院勧告に伴い過不足を調整した結果、追加するものであります。各追加分の財源は、旧清水町職員分につきましては、個別経費特別負担金とし、旧東伊豆町職員分は基金から繰入れいたします。

なお、他の構成市町につきましては、現予算内での対応が可能であると見込まれることから、本補正予算には計上しておりません。

次に、歳出につきまして、御説明いたします。

議案書の18ページ・19ページをお開きください。

3款1項1目職員管理費、4の旧東伊豆町職員給与支給事業に199万9,000円を、5の旧清水町職員給与支給事業に455万6,000円を追加し、3款1項1目職員管理費の総額を51億3,437万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、20ページ・21ページの各給与費明細書に記載のとおりでございます。

次に議案書の9ページにお戻りいただきまして、第2条において、令和2年度当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託費及び賃借料について、令和元年度中に入札執行ができるよう、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為として定めるため、議案として提出するものでございます。

12ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の、事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、22ページにまいりまして、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正の事項、限度額、当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議第3号 駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）について御説明を終わります。

続きまして、議第4号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の23ページ及び議案資料2ページからの新旧対照表を併せてお開きください。

本改正は、駿東伊豆消防組合規約が構成市町の協議により、令和元年11月に変更され、個別経費であった消防署所の運営に係る経費が、共通経費化されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、議案資料2ページの第5条の表、駿東伊豆消防組合伊東市消防基金の項及び駿東伊豆消防組合田方消防基金の項中「消防署所の運営又は」を「消防庁舎の」に改め、資料3ページにまいりまして、同表、駿東伊豆消防組合東伊豆町消防基金の項中「消防署の運営又は」を「消防庁舎の」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で、議第4号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について御説明を終わります。

続きまして、議第5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

お手元に、令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び令和2年度予算の概要をお配りしてございます。

予算の概要2ページを御覧ください。

予算案骨子の要点を御説明いたします。予算案骨子の項目として、重点事業及び総合計画施策の推進の2つの項目を掲げました。

重点事業の1つ目として、来年度は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、管轄地域内で開催されることから、消防としての万全な警備体制を構築し、大会成功に貢献すること。

2つ目は、車両整備事業として、増加傾向にある救急需要への対応強化、老朽化の激しい救助工作車の更新、第3方面への水難救助隊設置に伴い水難救助車を整備し、救助事案への対応強化をはじめ、消防活動体制の充実・強化を図っていくこと。

また、総合計画施策の推進につきましては、各章に掲げた施策の実現に向け、それぞれの事業の推進に取り組んでいくことを掲げました。

以上が予算案骨子の要点でございます。

次に、3ページにまいりまして、予算総額の状況について、御説明いたします。

令和2年度は、オリンピック・パラリンピック競技大会の警備関連経費、平成29年度及び平成30年度に起債した組合債の元金償還の開始や、人事院勧告による人件費の上昇等の増額要因を踏まえますと、前年度に比べ予算総額で、0.17パーセントの伸び、1,030万円の増となっており、構成市町の負担額で比較しますと、2,997万8,000円の増となっております。令和2年度の構成市町の負担額については、平成29年度及び30年度起債の元金償還分2,277万6,000円、オリンピック・パラリンピック競技大会の警備関連経費のうち、一般財源分689万3,000円及び人事院勧告による人件費への影響額として約1,200万円が増額となることを見込んでおり、このことから、総額では約4,200万円の増額要因が存在する中、規約の一部変更に伴う経費の合理化や、一つ一つの事業を一から見直すことで、増額要因から約1,200万円を圧縮させたものであります。この予算編成により、令和2年度にあっても住民への消防サービスは、引き続き万全な体制が確保できるとともに、オリ・パラ競技大会の警備活動を的確に行えるものと考えております。

続きまして、令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算書にて、御説明いたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億855万6,000円と定めるものであります。

なお、第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、2ページ及び3ページに記載のとおりであります。

次に、第2条は、地方債であります。

4ページをお開きください。

第2表地方債で、起債の目的と限度額を定めております。起債の目的は消防施設整備事業費で、限度額は2億3,700万円と定めるもので、これは、令和2年度に更新する車両5台及び水難救助車に積載するウレタンボートを整備する事業に伴うものであります。

1ページにお戻りいただきまして、第3条は、一時借入金の定めで、地方債が納入される前に、事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、2億3,700万円と定めるものであります。

以上が議案の御説明であります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ・9ページをお開きください。

歳入であります。1款1項1目の市町負担金は、58億5,174万8,000円で昨年度に比べ2,997万8,000円の増で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。

次に、2款使用料及び手数料の1項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ・11ページにまいりまして、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防用資機材や消防車両等の整備に係る補助金の受け入れであり、来年度はオリンピック・パラリンピック開催に伴い整備する、資機材購入に係る補助金も3の消防・救急体制整備費補助金として受け入れます。

次に、12ページ・13ページにまいりまして、5款財産収入は、自動販売機の設置場所に係る貸付収入や、共同消防基金及び個別消防基金の利子であります。

次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出し、7款繰入金は、共同消防基金

及び伊東市消防基金からの繰り入れであります。

次に、14ページ・15ページにまいりまして、8款繰越金は、共通経費及び個別経費の前年度繰越金の頭出しであります。

9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、17ページまでの2項雑入は、派遣職員に係る人件費の国や県からの受け入れの他、消防大学校入校に係る静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れなどであります。

10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款1項1目議会費であります。

これは、組合議会の定例会及び臨時会を各2回、議会運営委員会を定例会及び臨時会の開催日と別に、2回の開催を見込んだ議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの114万1,000円となっております。

次に、21ページまでの、2款1項1目組合管理費であります。

これは、組合管理者等の報酬や財務会計・人事給与システムの維持管理経費及び内部情報ネットワークシステムの維持管理経費などで、計上額3,273万2,000円で、前年度比426万2,000円の減であります。

減額の主な理由は、人事給与システムの改修等が本年度に終了したことや、端末導入時に必要な設定業務委託料の委託台数が大幅に減少したこと、更に、本年度実施した、職員端末のOSのバージョンアップ等に係る経費が減少したためであります。

次に22ページ・23ページにまいりまして、2款2項1目、監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は前年度並みの26万8,000円となっております。

次に、22ページから31ページまでの、3款1項1目職員管理費であります。

これは、職員の人件費、健康管理、研修費及び被服費などで、計上額51億5,882万1,000円で前年度比3,099万9,000円の増であります。

増額の主な理由は、人事院勧告や定期昇給、昇格などによる増額、臨時職員の賃金を報酬として職員管理費へ移行したことによるものであります。

次に、30ページの中段から35ページまでの、3款1項2目消防運営費であります。

これは、光熱水費、消耗品及び燃料費など消防本部、消防署所及び消防指令センター等を運営していくための経費と消防本部の各課を運営していくための経費で、計上額は1億8,749万9,000円で前年度比1,317万7,000円の減であります。

減額の主な理由は、今年度、消防本部運営管理事業で計上していた予算を、規約の一部変更や、事業の見直しにより、他事業へ移行したことによるものであります。

次に、34ページの下段から41ページまでの、3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、また、通信指令施設の維持管理、車両や資機材等の更新や点検整備などの経費で、計上額6億1,820万円で前年度比2,561万2,000円の減であります。

減額の主な理由は、今年度更新整備した、はしご付消防自動車の更新が来年度はないこと、田方の3消防署に自家用給油取扱所を設置してまいりましたが、今年度の田方北消防署への設置をもって終了したことによるものであります。

次に、40ページの下段から43ページまでの、4款公債費であります。

これは、駿東伊豆消防組合で起こした起債の元金償還及び償還利子と、旧田方地区消防組合時代に起こした起債の元金償還及び償還利子で、42ページにまいりまして計上額2億489万5,000円で前年度比2,243万4,000円の増であります。

増額の主な理由は、平成29年度及び平成30年度に起こした組合債の元金償還が始まることによるものであります。

最後に、42ページ・43ページ中段の、5款予備費であります。

予備費は、前年度と同額の500万円であります。

次に、44ページをお開きください。

こちらは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、令和2年度末の現在高見込額を、表の一番右の欄に記載してございますが、駿東伊豆消防組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、17億9,737万円であります。

次に、45ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

次に、46ページから70ページまでは、各給与費明細書を付けてございます。

議第5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についての御説明を終わります。

以上で、管理者提出議案であります、認第1号から議第5号までの補足説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤明子）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

認第1号、議第1号、2号、3号、4号、5号以上6件に対する質疑に入ります。最初に、認第1号、議第1号、2号、3号、4号、以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第5号に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

1番 重岡秀子議員。

#### ○1番議員（重岡秀子）

では、通告書に従って質疑をいたします。令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についてです。

令和2年度予算案の概要14ページ、消防資機材整備事業（消防関係）5,904万2,000円とあるが、消防ホース・空気ボンベ等、水難救助資機材及びオリ・パラ競技大会関連資機材、それぞれどのような資機材で、予算額はいくらかお伺いします。

2つ目として、令和2年度予算案の概要の5ページ(3)分担金及び負担金の状況について伺いますが、増額が大きい市町とそうでない市町があるがその要因についてお伺いいたします。

以上です。

#### ○警防救急課長（今井將一朗）

令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についてのうち、令和2年度予算案の概要14ページ、消防資機材整備事業（消防関係）5,904万2,000円とあるが、消防ホース・空気ボンベ等、水難救助資機材及びオリ・パラ競技大会関連資機材、それぞれどのような資機材で、予算額はいくらか、についてお答えいたします。

初めに、消防ホース・空気ボンベ等につきましては、消火活動に使用する消防用ホースが241本で868万2,300円、災害現場で隊員の呼吸を確保する空気呼吸器用の空気ボンベが44本で677万6,000円、災害現場の小隊間で使用する無線機が4台で96万4,050円、可燃性ガス等を検知するポータブルガスモニターが4台で92万150円、その他AED等で65万7,580円を計上したものであります。

次に、水難救助資機材につきましては、ウレタンボート及び船外機一式で393万

4,150円、水難救助用訓練人形等の水難救助用備品で146万1,400円、潜水器具が6セットで115万6,320円を計上したものであります。

次に、オリ・パラ競技大会関連資機材につきましては、会場施設における火災等への即応態勢の強化、テロ災害への迅速な対応など、競技会場を管轄する消防組合として、その消防責任を果たさなければなりません。

このことから、テロ災害発生時の消防活動に万全を期するため、必要な資機材を4項目予算計上したものであります。

1つ目としてテロ災害へ迅速に対応するための化学剤検知器として気体用1台、固体及び液体用1台の合計2台が2,392万5,000円、2つ目として化学剤に汚染された負傷者や活動隊員を洗浄するための除染シャワー2セットが506万円、3つ目として多数の傷病者を一時的に収容するためのテント8張りが369万6,000円、4つ目として化学剤などの危険物質が蔓延している現場で活動するための陽圧式化学防護服6着が180万8,400円であります。

#### ○消防部長（大村創一郎）

次に、令和2年度予算案の概要の5ページ(3)分担金及び負担金の状況の中で、増額が大きい市町とそうでない市町があるがその要因について、お答えいたします。

駿東伊豆消防組合規約に経費の支弁方法が定められており、令和3年度予算までは負担割合が変動していくため一概には言えませんが、主な要因としては、予算額の81.51パーセントを占める人件費が大きく影響しております。

具体的には、組合発足後に採用した職員は共通経費として、構成市町の負担割合により負担していただきますが、組合発足前に採用された職員の人件費は、採用元の市町が個別経費として負担していることから、当該年度における退職者数の違いにより、市町の負担額の増減が発生いたします。

#### ○1番議員（重岡秀子）

当局の説明で、資機材関係の予算配分はわかりました。昨年度よりちょっと資機材の予算が増えていたので質問させていただいたんですが、水難救助資機材の予算において、第3方面隊に水難救助隊を配置するようになっていましたので、このことについては、第1方面隊や第2方面隊は既に水難救助隊があつて、第3方面隊だけなかったのを配置するというようなことでいいのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点、退職者の人件費が影響しているという御説明でしたけど、負担額の大きい清水町は退職された方が少なく、大きい町ですが、あまり負担額が大きくなか

った沼津市は退職者が多いということの中で、一方、新規採用職員21人分の人件費をそれぞれ負担していることという理解でよろしいでしょうか。

退職者の多い少ないということで理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○警防救急課長（今井將一朗）

ただいまの質問についてお答えいたします。

第1方面及び第2方面につきましては、組合発足前から水難救助隊を設置しております。

○消防部長（大村創一郎）

退職者の人件費への影響についてお答えいたします。

議員御理解のとおり、清水町は退職者がなく、沼津市は退職者が多いことが大きな要因でございます。

○議長（加藤明子）

次に、14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

私は、令和2年度の組合としても重要事業となっております、オリンピック・パラリンピック関連の問題について2点お伺いをしたいと思います。

まず1点目はオリンピック・パラリンピックの警備体制は、人員と車両・機材でどのような対応が取られるのかということを1点。

2点目に令和2年度のオリンピック・パラリンピック関連支出とそれに対する国等からの財源措置等についてどうなっているのか、この概略についてお聞かせください。

○警防救急課長（今井將一朗）

令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についてのうち、はじめにオリンピック・パラリンピックの警備体制は、人員と車両・機材でどのような対応が取られるのかについてお答えいたします。

警備体制につきましては、消防本部内に警備本部を設置するとともに会場施設に、指揮班、会場管理班、調整連絡班及び警備班から構成される、現地警備本部を設置し、現地における警備の指揮及び関係機関との連携体制を確立します。

また、指揮隊1隊、消防隊1隊及び救急隊4隊を会場施設に配備し、災害が発生した場合にその実態及び被害状況の把握を迅速に行い、速やかに消防活動が実施できる体制としており、人員規模として警備日数が13日で延べ546人となる予定であります。

車両につきましては、通常の消防サービスの維持を原則とすることから、会場施設に非常用の消防車及び救急車を配備し、機材につきましては、先ほど重岡議員の質疑で答弁させていただいた4項目を整備することにより、テロ災害等に対応することとしております。

次に、令和2年度のオリ・パラ関連支出とそれに対する国等からの財源措置はどうなっているのかについてお答えいたします。

初めに関連支出として、警備体制を確立するための人件費として639万7,506円を計上しており、その他、資機材の消耗品等の経費として、306万8,926円を計上しております。

次に、先ほどの4項目の整備費として、3,448万9,400円を計上しており、このテロ災害対応用資機材につきましては、県支出金として全額が、補助率10分の10の補助となっております。

#### ○14番議員（山田直志）

今の御答弁ですと、13日間という期間ではありますけども、今の御答弁にあったような体制というものをとりますと、数十人の体制で当たられるということになるのかなと思うんですね。そうしますとこれだけの体制を作った時に、御答弁の中にもあったように、通常の各署所の消防体制というものについて、本当に大丈夫なのか、また、これについての職員の対応等についてどのように対応されているのかということについて1点お伺いしたいと思います。

2点目の財源問題で、どうも財源措置というのは、整備費関係・機材対応等々については10分の10の補助ということになるようですけども、予算書の説明であったように、単独分の人件費等の部分は、ほぼ単独かなと見ますけどもそのような理解でよろしいでしょうか。

#### ○警防救急課長（今井将一朗）

警備体制について、通常の業務は大丈夫かということではよろしいかと思いますが、それでお答えいたします。

警備につきましては、基本的には勤務に支障のない職員を充てて警備をする体制でおります。従いまして、通常の勤務人員の確保をおとさずに警備をします。

従いまして、通常の警備体制は確保できているということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、財源につきましては、議員御理解のとおりですね、資機材につきましては、補助がありますが、人件費等につきましては、一般財源からということに

なります。

○14番議員（山田直志）

そうしますと、通常勤務に支障がでないという形の職員をとということになると、当然、公休の職員であったり、色々いると思うんですよね。そういう人間に勤務についてもらうってということで考えると、これは、公休を取り消しての対応とかそういう意味合いで職員の動員を図るということなんでしょうか。

そうでなければ、遊んでいる職員というのはいないわけで、勤務中か待機する人間かということで、通常、職員の体制ってできていると思うんで、当然、今言われているのは通常勤務に支障がないということであれば、公休や何かでとって完全に休暇を当てるべき人間を出勤させるというような体制だということですよ。

そのような理解でよろしいですか。

○警防救急課長（今井将一郎）

職員につきましては、先程申し上げましたとおり、人件費として、639万7,506円ということで、これは時間外手当の関係となります。

従いまして、勤務を要しない職員を充てるということで、時間外勤務手当を支給するという形になります。

またですね、フレックス等でですね、なるべく時間外勤務手当が発生しないような形で現在調整しております。

○議長（加藤明子）

以上で、通告による質疑は終わりました。

これで質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、認第1号、議第1号、2号、3号、4号、5号、以上6件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 監査委員の選任について（識見を有する者）についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は同意されました。

次に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第1号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第2回）についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

---

◎消防行政に対する一般質問

○議長（加藤明子）

次に、日程第10 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 杉村清議員

○3番議員（杉村清）

通告書に基づきまして、2点の質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、第1点目なのですが、南海トラフ巨大地震に対応する緊急消防援助隊の受援計画について、駿東伊豆消防本部になり管轄区域が拡大し消防力の強化がなされた一方で、津波危険がある沿岸部も拡大されました。今後、発生が危惧される南海トラフ巨大地震に対して、駿東伊豆消防本部等の消防力だけでは対応が困難な場合、他の都道府県から救助隊を中心として派遣される緊急消防援助隊の受援計画等が策定されていると思われませんが、具体的な内容について伺います。

1つ目、東海地域が大きく被災した場合、静岡県に緊急消防援助隊として応援に来る都道府県とその登録隊数は。

また、登録されている隊数が全て応援に来るのか。

2つ目、伊豆半島の西側と東側に管轄区域があり、消防力を分散しなければなら

ないことから多くの人的支援が必要と考えられるが対応は可能か。

3つ目、緊急消防援助隊の宿营地は確保できているか。

4つ目、警察・自衛隊も都道府県からの派遣があると思われるが、駿東伊豆消防本部と関係機関との相互連携は可能なのか。

次に、2点目ですが、職員の給与統一における対応について、駿東伊豆消防組合として発足から4年が経過した中で、広域以前から在職している職員の給与は個別経費により支給されていると思います。

当時を振り返ると、広域化の協議の中で、旧消防本部の給与については統一できないまま広域化されたと記憶しています。

広域化後は、旧所属にとられることなく、適材適所への人事異動を行っていることと思いますが、このような中、給与が統一されないまま同じ業務を行った場合、職員一人一人のモチベーションを高く保ちながら業務に励むことは大変なことと想像されます。

以上のことから、次の3点について伺います。

1つ目、職員の給与の統一について、どのように認識しているのか。

2つ目、職員のモチベーションを高く保つための対策等はなされているのか。

3つ目、現在、組合の条例に基づいて統一された給与を支給されている職員は何人いるのか。

また、そのうち、広域化後に採用された職員は現在何人いるのか。

以上2点、お伺いいたします。

#### ○警防救急課長（今井将一朗）

南海トラフ巨大地震に対応する緊急消防援助隊の受援計画についてのうち、はじめに東海地域が大きく被災した場合、静岡県に緊急消防援助隊として応援に来る都道府県とその登録隊数は。

また、登録されている隊数が全て応援に来るのかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり南海トラフ地震につきましては、緊急消防援助隊の基本計画に基づき、対応計画として南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランが策定されております。

このアクションプランに基づき静岡県の応援に派遣される都道府県は、即時応援都道府県大隊として青森県、岩手県、山形県及び埼玉県の4県、被害確認後応援都道府県大隊として茨城県、千葉県、東京都及び神奈川県、合計8都県の大隊が派遣され、この8都県の合計登録隊数は1,692隊であります。

また、登録されている隊数が全て応援に来るのかにつきましては、8都県 1,692隊はあくまで登録隊数であり、実際に応援派遣される隊数は応援側都県の災害対応状況や各消防本部それぞれの事情により決定されるため、登録隊が全て派遣される訳ではございません。

次に、伊豆半島の西側と東側に管轄区域があり、消防力を分散しなければならないことから多くの人的支援が必要と考えられるが対応は可能かについてお答えいたします。

東部地区においては、東部総合庁舎に東部方面調整本部が設置され、本消防組合の職員を構成員として派遣し、県大隊の割り振り等を行うことから、対応は可能であると考えております。

次に、緊急消防援助隊の宿営地は確保できているかについてお答えいたします。

本消防組合管内の宿営地は、沼津市の県立沼津城北高校、清水町の卸団地組合会館、函南町の狩野川東部浄化センター、伊東市の伊東競輪場東口駐車場及び東伊豆町のアスト会館を指定していますが、アスト会館は民間企業に売却されたため、町営野球場を代替地として調整しています。

次に、警察・自衛隊も都道府県からの派遣があると思われるが、駿東伊豆消防本部と関係機関との相互連携は可能なのかについてお答えいたします。

東部地区における関係機関との調整につきましては、東部方面調整本部に県、市町、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ライフライン各社の連絡員が派遣されることになっており、毎年1月と8月に合同訓練を実施することで顔の見える関係を構築していることから情報の共有、活動支援等の相互連携は可能であると考えております。

## ○消防部長（大村創一郎）

続きまして、職員の給与統一における対応についてですが、はじめに職員の給与の統一について、どのように認識しているか、についてお答えいたします。

職員の給与につきましては、旧田方地区消防組合職員以外の組合発足前に採用された職員は、構成市町の行政職員との均衡を図る必要があるため、組合で勤務する全ての職員間の給与の統一を図ることは困難であると認識しております。

次に、職員のモチベーションを高く保つための対策等はされているのか、についてお答えいたします。

火災出動や救急出動をはじめとした消防業務に応じて支給する特殊勤務手当につきましては、同じ業務を行うことに対して支給される手当であることから、職員の

意欲を高く保つために、平成29年4月に統一いたしました。併せて、休日勤務手当や時間外勤務手当の支給についても統一をいたしました。

次に、現在、組合の条例に基づいて統一された給与を支給されている職員は何人いるのか。

また、そのうち、広域化後に採用された職員は現在何人いるか、についてお答えいたします。

平成31年4月1日現在、組合の条例に基づいて統一された給与を支給している職員は307人で、うち、組合発足後に採用した職員は95人となります。

○議長（加藤明子）

以上で、杉村清議員の一般質問は終了いたしました。

次に、14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

私の方から、通勤時間の改善という角度から質問させていただきます。

まず、1点目に職員の通勤時間というのはどういう状況か。0～30分、30～60分、60～90分、90分以上というような区分で、説明をしていただきたいと思います。

2つ目に、組合になってから各年度、職員の通勤中の交通事故はないのか。この状況があればお聞かせいただきたいと思います。

3つ目に、通勤時間60分を超える職員の心身の健康状況についてどのように把握されているのかお伺いしたい。

4点目に、長時間の通勤時間解消についての、改善の考えは持っているのか、その点伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○消防部長（大村創一郎）

通勤時間の改善についてのうち、はじめに職員の通勤時間はどういう状況か、についてお答えいたします。

組合発足以降、通勤時間についての統計は取っていないことから、本御質問に対する資料はございません。

次に、組合になってから各年度に職員の通勤中の交通事故はないか、についてお答えいたします。

平成28年4月の組合発足以降、通勤中の交通事故は、平成28年度に6件、平成29年度に10件、平成30年度に8件、令和元年度は本日までで13件発生しております。

次に、通勤時間60分を超える職員の心身の健康状態はどうか、についてお答えい

たします。

通勤時間60分を超える職員に関する資料がございませんので対象となる職員は把握しておりませんが、全職員を対象とした健康診断及びストレスチェックを定期的  
に実施しており、診断結果に異常があった職員は、産業医との面談を行うなど、対  
策を講じております。

次に、長時間の通勤時間の解消について、改善の考えはあるのか、についてお答  
えいたします。

効率的な組織運営を図るためには、職員を適材適所に配置する必要があることか  
ら、通勤時間が長くなることはやむを得ないことと考えておりますが、職員からの  
意見等を踏まえ、改善の必要がある場合は検討してまいります。

#### ○14番議員（山田直志）

私の家の近所から、田方の消防署へ通っている職員がいるんですけども、彼は、  
奥さんの話だと、通常の勤務でも朝の6時前くらいに家を出ているということで、  
私も今日、そのコースを辿ってきたんですけども、1時間半はかかりました。

途中、田方の他の消防署も通ったりしてきたんですが、だいたい1時間はかかり  
ます。

ということを見ると、非常にそういう負担があるのかなということと、実は今  
日は、天城トンネルの付近で気温が1度でした。この時期は、本当に雪も降るとい  
うような状況にあります。

更に、これは伊東から亀石や中伊豆バイパスを通ってくる場合でも、伊東の職員  
の場合でもそうなんですけども、このルートは全て夜間においては、鹿や猪が年中  
出る、こういうルートでもあります。こういうやっぱり、接触の事故ということも  
考えられるというのが、今、実情としてあるんじゃないかなと。

確かに、職員の適材適所ということから、いろんなどころに配置をされて、色々  
のところを経験していくということは、非常に、職員のスキルを上げるという意味  
でも、非常に効果があるんだらうと、ただ、一方で、この長時間の通勤というのは、  
やっぱり問題があるんじゃないのか。

よく言われるように、長時間の通勤というのは、やっぱりストレスであり、うつ  
病を発症しやすくなるよというようなデータもあるわけだし、長時間の通勤という  
ものは、心身の健康を害するということについては、広く知られているとこだと思  
います。これは今後、広域の消防組合としては、こういう統計も取って、職員の配  
置をしていくということが、私は必要だらうと思います。

8月の質問をした時にも、ストレスチェック等々で、やっぱりチェックされる方も確か10パーセントくらいいらっしゃいました。こういうものの改善ということを考えても、通勤時間のこの状況っていうものの、正確な把握なしには対応はとれていかないというところもあろうかと思えます。

これは、東伊豆の方から田方の方へ行く場合もそうだし、逆に田方の方から東伊豆に来る方、沼津から伊東に来る、かなり同じような形でですね、1時間以上もの通勤時間を要するというのが、常態化してくるということはやっぱり問題だろうと思えますし、同じような三交替での勤務が求められる、例えば、看護師なんかは、いろんなところで見ると、だいたい病院の周りに寮があるとか、看護師さんなんかは人材派遣の会社なんかがありますけど、だいたい40分くらいが限度で、そういうところで看護師さんは募集をされるなんていうことの記事もよく見ますので、とにかく、私は現状としては、今どういう職員がどういう通勤時間を要して、勤務しているかということの現状把握をまずしっかりしていただいて、今後の職員の心身の健康管理ということに万全を期していただきたい、そのことを是非やっていただきたいと思えますがいかがですか。

○消防部長（大村創一郎）

ただいまの御質問対してお答えします。

通勤時間に関しまして、職員がストレスを感じているようであれば、統計をとることも含めまして、その対応について検討していきたいと考えております。

○議長（加藤明子）

以上で、山田直志議員の一般質問は終了いたしました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（加藤明子）

次に、日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（加藤明子）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

組合議員の皆様方におかれましては、大変御公務御多忙の中、本日は御出席いただき、かつ、私共が提出させていただきました案件に関しまして、慎重審議を賜り、御同意、御議決賜りましたことを、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

先程来のお話の中で触れられていますように、本年はいよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるということで、近々200日前イベントがこの地域において開催されるということも伺っているところでございます。

多くの方々がこの地域にお越しいただく、そのような絶好のチャンスであるところとらえているところでございますが、先程、色々な議論の中にありますように、その体制作り等については、非常に重要なことであると考えているところでございます。

昨年も、台風15号、19号の影響で、この地域は甚大なる被害が発生したということもございますので、この地域における消防行政の重要性、このようなこともしっかりと踏まえているところでございます。

そのような意味から、この圏域以外から来るお客様も含めまして、地域住民の皆様方の安全・安心の確保ということで、様々な意味においての責務を背負っているということをしっかりと認識した上で、この消防行政を、しっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

組合議員の皆様におかれましては、新年度をこれから迎えられるわけですが、どうか御自愛いただき、本地域の消防行政の更なる発展のために、更なる御指導・御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、管理者としての御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤明子）

これをもって、令和2年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午後3時13分 閉会

---

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年2月6日

議 長 加 藤 明 子

議 員 森 下 茂

議 員 小長谷 順 二